

露店等の開設遵守事項

- 1 開設する場所は、消防水利（消火栓、防火水槽等）又は消防用機械器具庫の位置から5メートル離れた場所に設置すること。
- 2 消防自動車等の進入路付近や周囲の建物からの避難に支障を及ぼす場所には設置しないこと。
- 3 万が一の火災や事故の発生に備え、消火、119番通報及び観客等の避難誘導にあたる担当者を事前に決めておくこと。
- 4 ガス器具など火気を取り扱う露店等には、必ず消火器（例：粉末ABC3型以上の消火器）を設置し、関係者すべてが取り扱い方法を確認しておくこと。
- 5 ガス器具、カセットこんろ、炭、暖房器具などの火気器具を使用するときは正しい取り扱い方法及び防火の安全対策を徹底すること。
- 6 発電機や燃料用の危険物容器を持ち込む場合は、正しい取り扱い方法及び防火の安全対策を徹底すること。特に、運転中や暗い場所、観客等のそばでの給油は、絶対に行わないこと。
- 7 露店等を2日間以上にわたり開設する場合には、LPガスボンベ、危険物容器等は、露店終了後には持ち帰るとともに、放火防止のため整理整頓するよう徹底すること。
- 8 前記1～7について、別紙の「自主点検表」で必ず確認し、防火安全上の管理を共有し、徹底すること。
- 9 開設日の5日前までに、別紙の「露店等の開設届出書」を管轄する消防署に届出をすること。また、届出後に実施日時及び内容など、届出事項を変更したときは、必ず届出した消防署に連絡すること。

開設の届出／問合せ先

水海道消防署	0297 (23) 0911
水海道消防署北出張所	0297 (24) 0119
水海道消防署絹西出張所	0297 (27) 4751
守谷消防署	0297 (46) 0119
守谷消防署南守谷出張所	0297 (20) 0119
つくばみらい消防署	0297 (58) 0111
つくばみらい消防署谷和原出張所	0297 (25) 3119
つくばみらい消防署東部出張所	0297 (52) 1190



自主点検表

No.	点検項目	点検内容	確認欄
1	開設場所	消火栓、防火水槽等の消防水利又は消防用機械器具庫の妨げる場所には設置していません。	
		消防自動車等の進入路付近や周囲の建物からの避難に支障がでる場所には設置していません。	
		強風等で屋台・テントが倒壊、飛散したりしないよう固定されています。	
		発電機を使用しています。（※No.8※No.9を必ずチェックする。）	
2	自主防火管理 (消火の準備)	消火器を準備しています。	
		消火器の正しい取扱い方法を確認しています。	
		万が一に備え、119番通報、避難誘導の担当者を決めています。	
3	対象火気器具等	対象火気器具等は安定した不燃性の床、台などの上で使用しています。	
		対象火気器具等の近くには、燃えやすい物を置いていません。	
4	L P ガス	ボンベは、平らな直射日光の当たらない風通しの良い場所に、鎖等で固定しています。	
		ゴムホースは、ひび割れや焦げ等で劣化のないLPガス専用のものを使用しています。	
		対象火気器具等とゴムホースの接続は確実にを行い、ホースバンドで固定しています。	
5	カセットコンロ	カセットコンロを使用する場合は、取扱い注意事項を守り正しく使用しています。	
6	まき・炭等	まき・炭等を使用するときは、その場を離れず、残火や取灰などの後始末を確実にを行います。	
7	電気器具	たこ足配線はせず、許容電流を守っています。	
		電気配線等には照明器具等の荷重がかからないようにします。	
		水がかかるおそれがある電気器具、コンセントは防水性能があるものを使用しています。	
8	可搬式発電機	可搬式発電機は、正しい使用・取扱い方法を確実に理解しています。	
		運転中の給油は絶対にしません。	
9	危険物容器 (ガソリン等)	運搬及び保管する容器は、消防法令に適合した金属容器を使用し、キャップを確実に締め、取扱説明書に基づき正しく使用します。	
		容器のキャップを開ける前には、必ず安全な場所で圧力調整弁から圧力抜きを確実にを行います。	
		直射日光の当たる場所や高温の場所では保管しません。	
10	がんぐ用火	たばこ等の火で着火しないよう蓋のある不燃性の容器に入れるか、防災シートで覆います。	
11	暖房器具	暖房器具は、燃えやすいものから十分離して使用し、使用中はその場を離れません。	
12	放火防止対策等	2日間以上にわたり開設する場合は、LPガスボンベその他の燃料、発電機は、露店終了後には持ち帰ります。	
		ごみ等の可燃物を持ち帰り、整理整頓を確実に実施します。	